



## 貨物軽自動車運送事業にあたっての注意事項

今般貴殿（社）が届出をされた貨物軽自動車運送事業は、他人の需要に応じ有償で軽自動車を使用して貨物を運送する事業です。この事業以外の行為（例：旅客に輸送をすること）等を行うと法律に違反することとなりますので、運輸開始後は法令及び下記の項目等を遵守するとともに、適正な事業運営を行うようお願いします。

なお、これらに違反した場合は車両の使用停止等の行政処分の対象になることを申し添えます。

### 1. 無許可営業の禁止

- ・タクシー営業行為及び自家用自動車による運送を行わないこと。

### 2. 車両改造の禁止等

- ・車両にタクシーである旨の表示、もしくはこれと紛らわしい表示をしないこと。
- ・車両に運賃メーター器、屋上灯、またはこれに類似するものを装着しないこと。

### 3. 飲酒運転、過労運転の防止

- ・酒気を帯びて自動車に乗務をしないこと（又はさせないこと）。
- ・疾病・疲労・睡眠不足等により安全な運転が出来ない恐れがある場合は、自動車に乗務しないこと（又はさせないこと）。

### 4. 過積載の防止

- ・過積載となる運送は行わないこと  
（乗用車使用の場合、積載可能な重量は（乗車定員－乗車人数）×55kg）
- ・貨物の落下防止の措置を講じること。

### 5. 運転者の点呼

- ・乗務を開始しようとする運転者に対し点呼を行い、次の事項の報告を求め、必要な指示をすること。（始業点呼）
  - ① 疾病・疲労・睡眠不足・飲酒等により安全な運転をすることが出来ない恐れの有無  
（酒気帯びの有無の確認にはアルコールチェッカーを使用すること。）
  - ② 自動車点検の実施又はその確認
- ・乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、自動車、道路及び運行の状況等について報告させること。（終業点呼）
- ・上記の始業及び終業点呼を行った内容を記録し、その記録を1年間保存すること。

※事業主自らが乗務する場合でも点呼が必要です。



## 6. 自動車の点検整備等

- ・自動車の日常点検を行うこと。
- ・自動車の定期点検整備を行うこと。(1年点検、2年点検)

## 7. 公衆の利便を阻害する行為の禁止

- ・荷主に対し不当な運送条件によることを求めたり、その他公衆の利便の阻害となる行為を行わないこと。

## 8. 事業内容の変更届

- ・氏名、住所、営業所の位置、車庫の位置及び収容能力、事業用自動車の数及び種別等、届け出た内容を変更しようとする場合にはあらかじめ届け出ること。また、運賃料金の変更、事業の廃止、譲渡、合併及び事業主が死亡した場合等があった場合は遅滞なく届け出ること。

## 9. 整備管理者の選任

- ・10台以上の事業用軽自動車を保有する場合は、整備管理者を選任し運輸支局に届け出ること。

## 10. 安全運転管理者の選任

- ・5台以上の自動車を保有する場合は、安全運転管理者を選任し県公安委員会に届け出ること。

## 11. 運転者に対する指導及び監督

- ・国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対して適切な指導及び監督を実施すること。
- ・上記の指導及び監督の内容を記録し、記録は3年間の保存を行うこと。

## 12. 保険等への加入

- ・加入義務のある社会保険等に参加すること。
- ・十分な損害賠償能力を有する一般自動車損害保険(任意保険)に参加すること。

## 13. 自動車の車体表示

- ・自動車の外側に使用者氏名、名称等を見やすいように表示すること。  
文字の大きさは、縦横5センチメートル以上とする。  
文字の色は、車両の色彩と反対色又は反対色に近いものとする。  
文字は、ペンキ、ステッカー等により表示し容易に消去することが出来ないものとする。
- ・上記表示はマグネットシートによるものでも良い。

## 14. 運送約款

- ・利用する運送約款に従って事業を行うこと。  
標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越約款 等



15. 各種手続き等

中国運輸局HP

[https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/shinsei\\_00005.html](https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/shinsei_00005.html)



お問い合わせは管轄の運輸支局にお願いします。

〒733-0036

広島県広島市西区観音新町4-13-13-2

広島運輸支局 輸送・監査部門

TEL:(082)233-9167

〒680-0006

鳥取県鳥取市丸山町224

鳥取運輸支局 輸送・監査部門

TEL:(0857)22-4120

〒690-0024

島根県松江市馬潟町43-3

島根運輸支局 輸送・監査部門

TEL:(0852)37-1311

〒701-1133

岡山市北区富吉5301-5

岡山運輸支局 輸送・監査部門

TEL:(086)286-8122

〒753-0812

山口市宝町1番8号

山口運輸支局 輸送・監査部門

TEL:(083)922-5336

# 軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

## 「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。

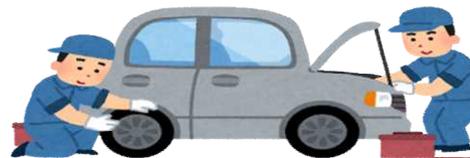


貨物自動車運送の届出です。  
**旅客の運送はできません！**



表

・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。

任意保険への加入



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は  
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。

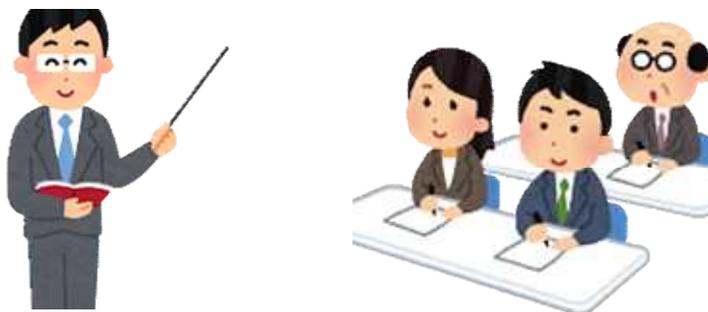


・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

